

No	テーマ	学修到達目標	内容	課題
第1講	医療保険制度	管理栄養士に関連する診療報酬の項目とその対象者、施設基準、算定要件などが説明できる。	<p>(1) 入院時食事療養制度とは</p> <p>(2) 栄養サポートチーム(NST)とは</p> <p>(3) 栄養食事指導料とは</p> <p>(4) その他管理栄養士に関連する診療報酬項目</p>	<p>(1) 入院時食事療養の特別食加算の対象となる治療食と栄養食事指導料の対象となる治療食の異なる点を説明しなさい。</p> <p>(2) 栄養サポートチーム加算の対象者、算定要件、施設基準について説明しなさい。</p>